

告示

埼玉県告示第九百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
平愛クリニック	川口市西立野五三五―一 一F	平成二十九年五月三十一日
おりい歯科医院	朝霞市本町一―八―七 綿谷ビル一F	平成二十九年八月十二日
寄居中央眼科	大里郡寄居町桜沢一七八―一	平成二十九年六月三十日
坂本クリニック	入間市寺竹七七〇―四	平成二十七年六月二十三日
医療法人 へんみ眼科医院	本庄市小島一―四―九	平成二十九年六月三十日
スマイル歯科	熊谷市末広一―三二―一	平成二十九年五月三十一日
菜の花薬局	ふじみ野市西一―四―九	平成二十九年六月三十日
SFC薬局 幸手中央店	幸手市幸手二〇六〇―五	平成二十九年六月三十日

井手 友広	氏名			住所
		友広接骨院	名称	施術所
D号		富士見市針ヶ谷二一―一九一― ○ センチュリーアネックス		平成二十九年 四月三十日
				廃止年月日

二 指定施術機関

鶴ヶ島中央薬局 鶴ヶ島店	オリーブ薬局	オリーブ薬局2号店	藤沢薬局	くじら薬局	アルファ薬局	東住吉クローバ薬局	藤沢薬局	SFC薬局 春日部店
鶴ヶ島市五味ヶ谷二一―八	ふじみ野市上福岡一―一四―四八	ふじみ野市上福岡一―一四―四五	所沢市南住吉二一―三五	所沢市南住吉二一―一三	入間市下藤沢八六七―四	所沢市東住吉三―八	鶴ヶ島市鶴ヶ丘七〇―二三	春日部市中央七―三―三―B
平成二十九年 七月一日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 七月二日	平成二十九年 六月三十日	平成二十九年 六月三十日